

第2次 武豊町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない武豊町の実現を目指して～

令和6年度 ▶ 令和10年度



令和6年3月 武豊町

はじめに

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市区町村に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。

それを踏まえ、本町におきましても、平成31年3月に武豊町自殺対策計画を策定し、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進してきました。

この度、5年の節目を迎えるにあたり、これまでの取り組みをさらに発展させ、より効果的に自殺対策を推進するため、「第2次武豊町自殺対策計画」を策定致しました

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、それらが複雑に絡み合うことで引き起こされるといわれています。

また、我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきましたが、平成21年以降減少傾向が続いていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり令和2年以降増加傾向に転じております。

そのような中、本町では、制度の狭間にある人や複合化した課題を抱える人などを包括的に支援するため、重層的支援体制整備事業を令和5年度より本格実施しております。

自殺対策と重層的支援体制整備事業を一体的に実施することで、本計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない武豊町」を目指してまいります。

町民をはじめ関係機関・関係団体の皆様との連携を図り、「生きることの包括的な支援」としての自殺防止策に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を頂きました武豊町地域福祉推進協議会の皆様を始め、関係の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

武豊町長 靱山芳輝



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の方向性	3

第2章 武豊町における自殺の現状と課題

1 はじめに	4
2 自殺者数と自殺死亡率の推移	5
3 年齢階級別の自殺者数の推移	6
4 性別の自殺者割合と自殺者数・自殺死亡率	7
5 性別・年齢階級別の自殺者割合	8
6 同居人の有無による自殺の状況	9
7 職業の有無による自殺の状況	11
8 自殺の動機	12
9 自殺者における未遂歴の有無	13
10 支援が優先されるべき属性	13
11 前計画で設定した数値目標に対する実績	15
12 計画の数値目標	15

第3章 武豊町における自殺対策の取組

1 基本理念	16
2 基本施策	
(1)地域におけるネットワークの強化	17

(2)自殺対策を支える人材の育成	20
(3)住民への啓発と周知	21
(4)自殺未遂者や自死遺族等を含むすべての町民に向けた生きることの促進要因への支援…	23
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育	25
3 重点施策	
(1)高齢者への対策	26
(2)生活困窮者への対策	28
(3)子ども・若者への対策	30
4 生きる支援関連施策	32
5 重層的支援体制整備事業	36
(1)重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携	36
(2)支援会議への参加	37

第4章 計画の推進

1 計画の周知	38
2 計画の評価・進捗管理	38

第5章 参考資料

1 武豊町地域福祉推進協議会	39
2 パブリックコメント	43
3 自殺対策基本法	44

SDGs（持続可能な開発目標）

第1章 計画策定の趣旨等

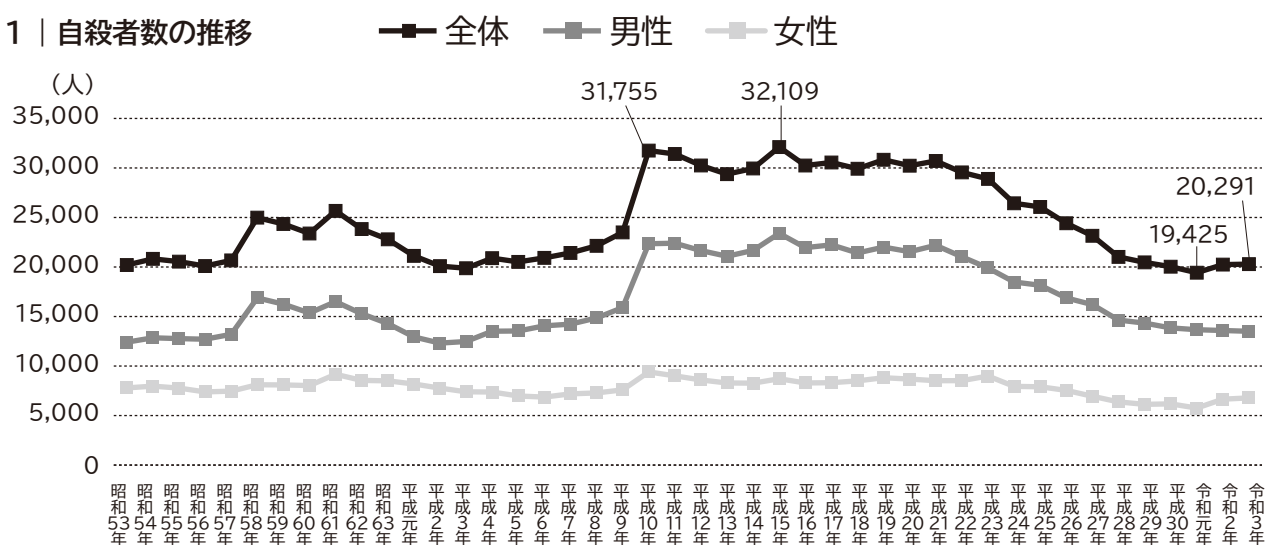
1 計画策定の趣旨

平成10年以降、我が国の自殺者数が約3万人を推移する状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」として認識されがちであった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかし、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、全国的に自殺者数が増加傾向に転じ、依然として2万人を超える状況が続いています。

本町においても同様に自殺者数は増加傾向にあり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策を全庁的に進めるため、平成31年度に作成した「武豊町自殺対策計画」を踏襲し、既存の事業、取組を最大限生かす形で「第2次武豊町自殺対策計画」を策定しました。

図1 | 自殺者数の推移

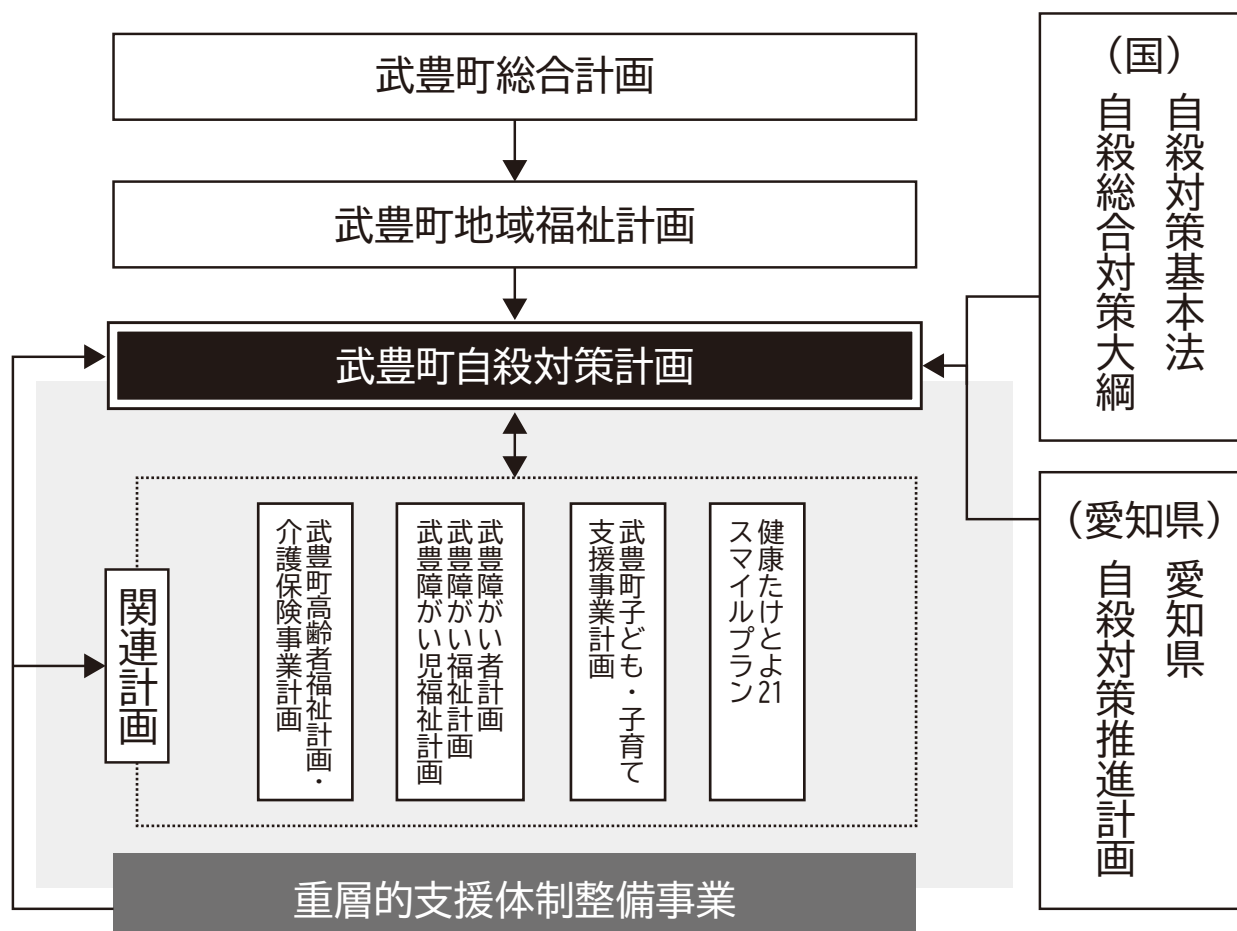


【出典】人口動態統計

2 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項では「市町村自殺対策計画」を策定することを定めており、本計画は、国の定める自殺総合対策大綱や愛知県自殺対策推進計画等を踏まえ策定するものです。

また、武豊町総合計画や武豊町地域福祉計画を上位計画とする分野別の個別計画に位置付けられ、高齢、障がい、子育て、保健分野等の他の個別計画との整合性を確保して策定しています。



■市町村自殺対策計画の法的根拠

〔自殺対策基本法 第13条第2項〕

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

4 計画策定の方向性

自殺総合対策大綱で国が示す以下の5つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

① 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、社会全体の自殺リスクを低下させるため、生きることの包括的な支援を行い、一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策を展開するものとする。

② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

④ 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に啓発を行う。

⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たす役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することを推進する。

※趣旨を損なわない範囲で自殺総合対策大綱を編集・要約して記載しています

第2章 武豊町における自殺の現状と課題

1 はじめに

自殺の実態に即した計画を策定するため、「地域における自殺の基礎資料」（以下「自殺統計」という。）、「特別集計」及び「人口動態統計」を基に現状の分析を行いました。

■各統計の違い

区分	対象	計上時点	計上方法
自殺統計	総人口 (外国人を含む)	自殺者の自殺日 (住所地ごと)	死体発見時に処理を行った警察官が作成した自殺統計原票を基に厚生労働省で再集計して計上。
特別集計	総人口 (外国人を含む)		自殺統計原票をいのち支える自殺対策推進センター(JSCP)*と厚生労働省が分析及び集計して計上。
人口 動態統計	国内日本人のみ		死体検案を実施した医師が作成した死亡診断書又は死体検案書から調査書を作成して計上。 ※自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

※各統計資料において百分率（％）で示してあるものについては、四捨五入により内訳の合計が100%にならない場合があります。
※いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）とは、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律 第32号）に基づき厚生労働大臣より指定を受けた指定調査研究等法人です。

■自殺死亡率とは

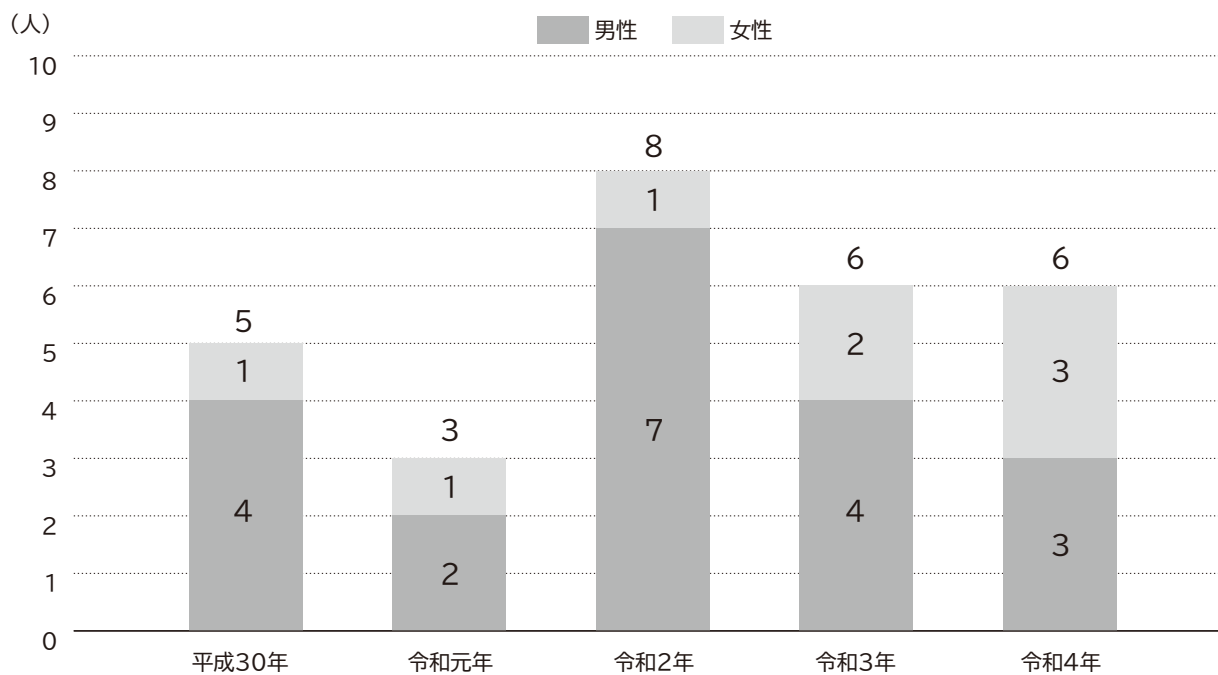
自殺死亡率：人口10万人当たりの年間自殺者数のこと

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{年間自殺者数}}{\text{人口}} \times 100,000 \text{人}$$

2 自殺者数と自殺死亡率の推移

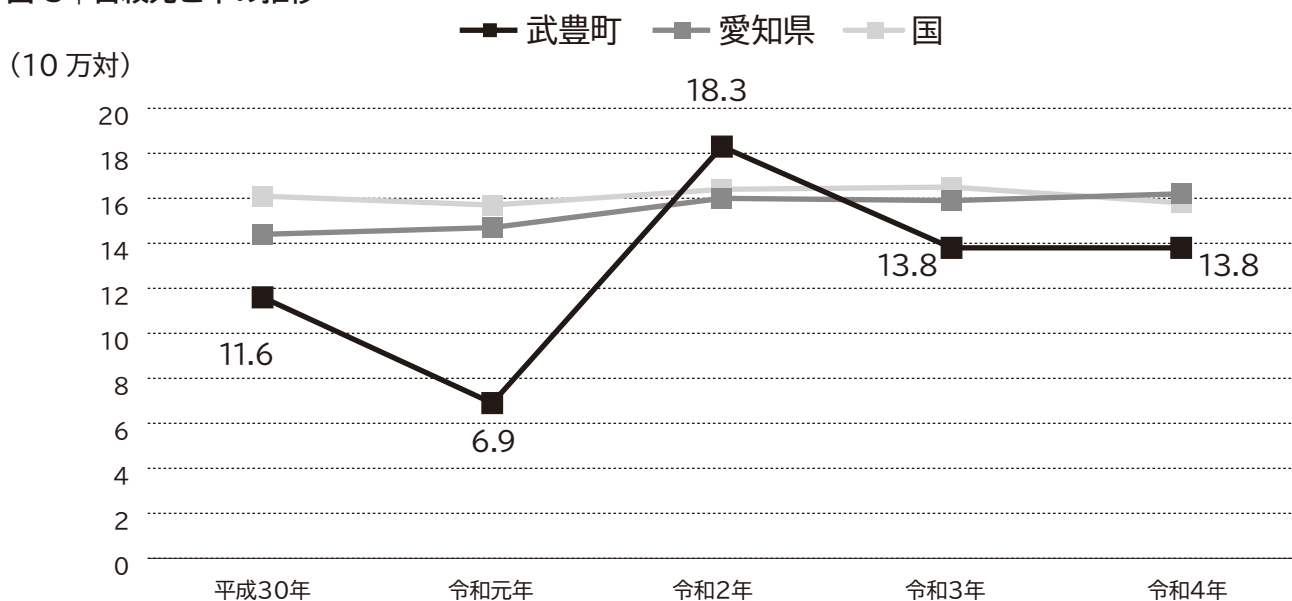
本町の自殺者数は、平成24年以降減少傾向にありましたが令和2年に増加したため、自殺死亡率が愛知県及び国を超えました。令和3年以降は愛知県及び国よりも低くなっているものの、令和3年以降女性の自殺者数が増加しています。

図 2 | 自殺者数の推移



【出典】自殺統計

図 3 | 自殺死亡率の推移

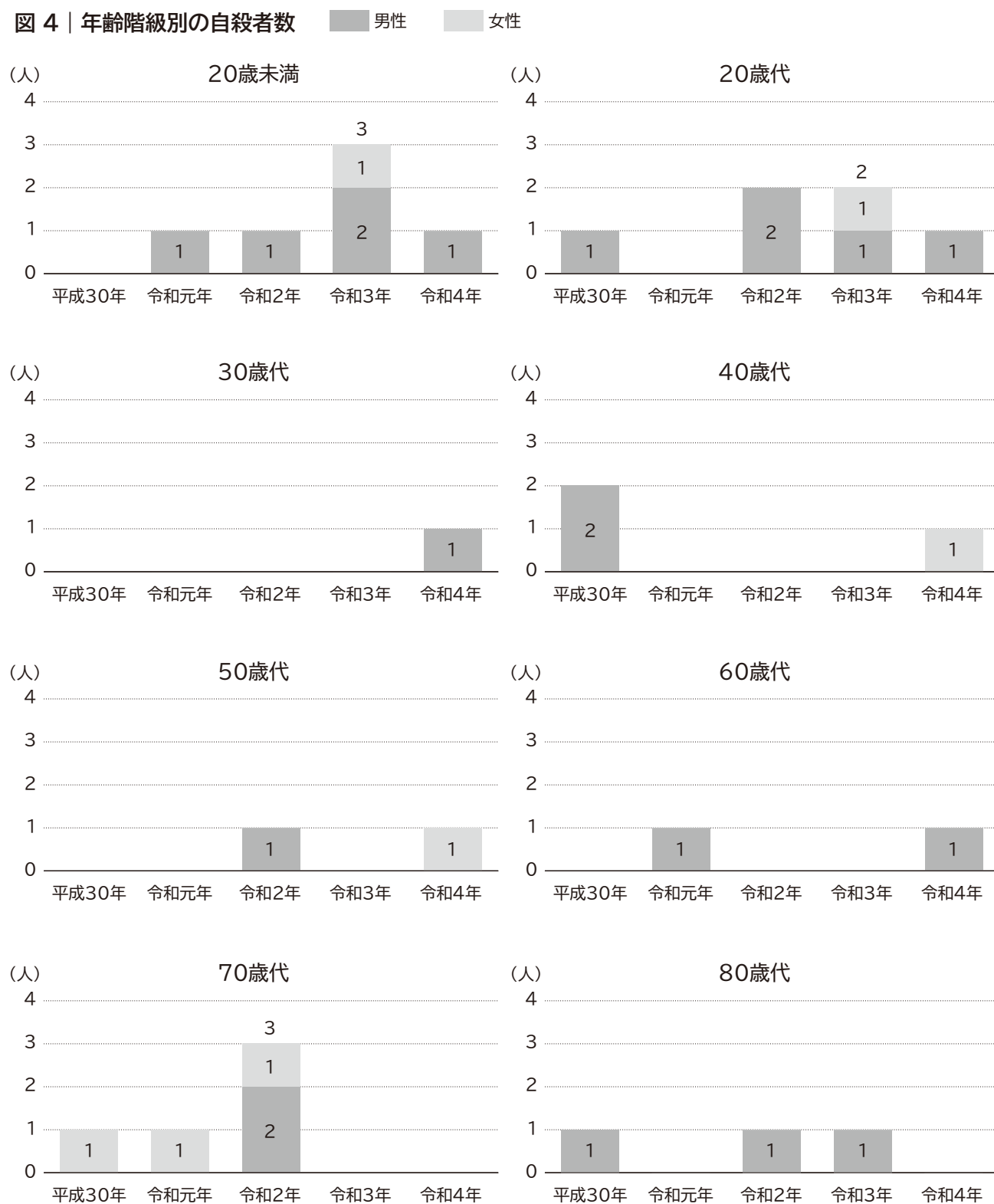


【出典】自殺統計

3 年齢階級別の自殺者数の推移

自殺者数を年代別にみると、20歳未満及び20歳代の自殺者数が増加傾向にあります。60歳以上をみると、平成30年から令和4年の間に毎年自殺者がいます。そのため、若年層及び高齢者への自殺対策が重要です。

図4 | 年齢階級別の自殺者数



【出典】自殺統計

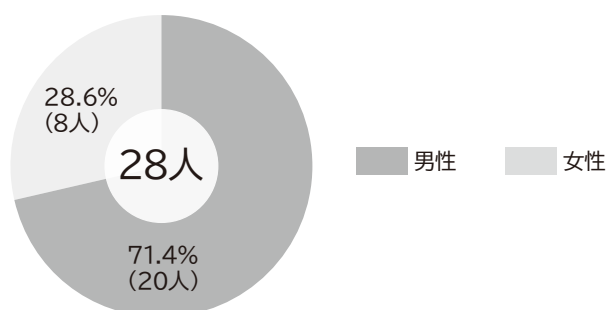
4 性別の自殺者割合と自殺者数・自殺死亡率

性別で自殺者割合*をみると、男性が約7割を占めています。

また、自殺死亡率は、令和2年を境に男性の自殺死亡率が減少し、女性の自殺死亡率は増加しており、令和4年には愛知県及び国の自殺死亡率よりも高くなっています。

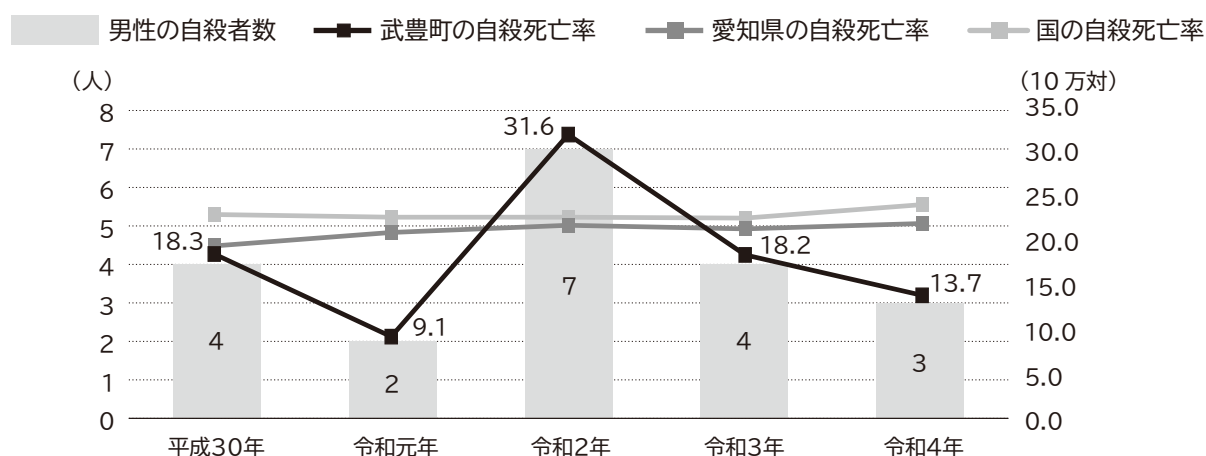
※自殺者割合とは、全自殺者に占める割合のことを指します

図5 | 本町の自殺者における男女の割合(平成30年～令和4年の合計)



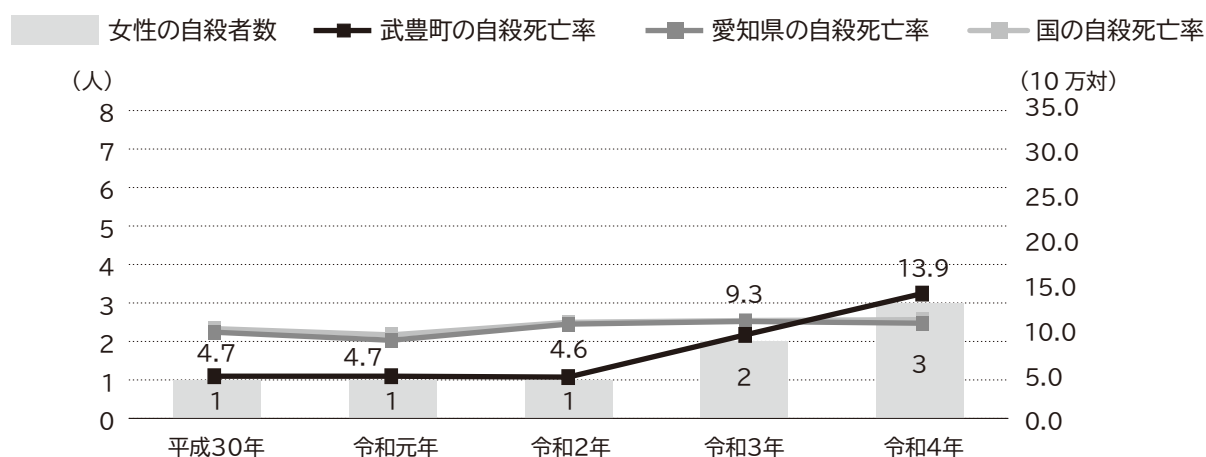
【出典】自殺統計

図6 | 本町の自殺者における男性の自殺者数と自殺死亡率



【出典】自殺統計

図7 | 本町の自殺者における女性の自殺者数と自殺死亡率

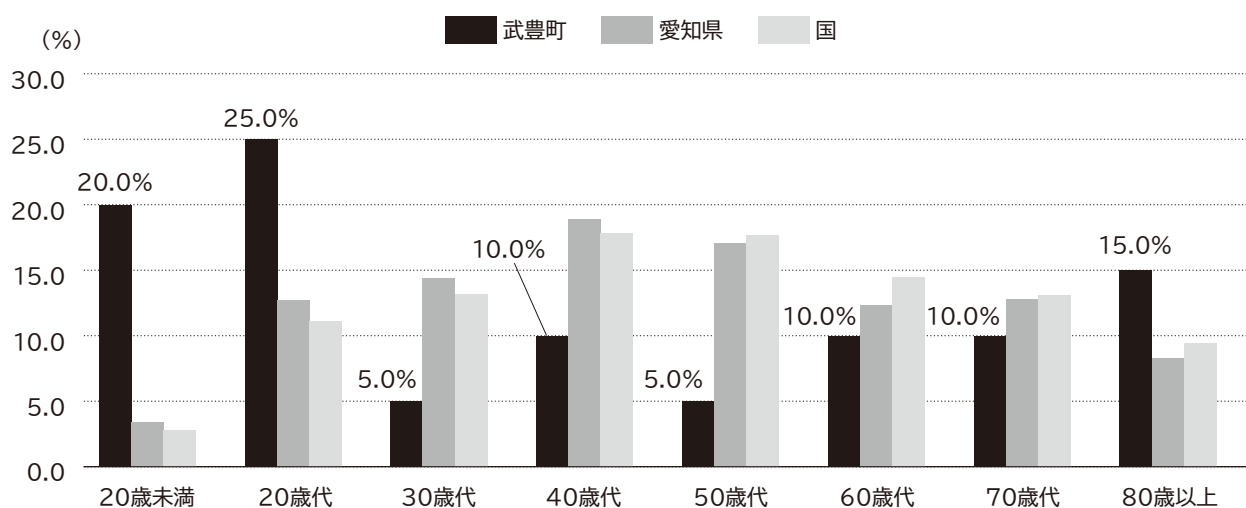


【出典】自殺統計

5 性別・年齢階級別の自殺者割合

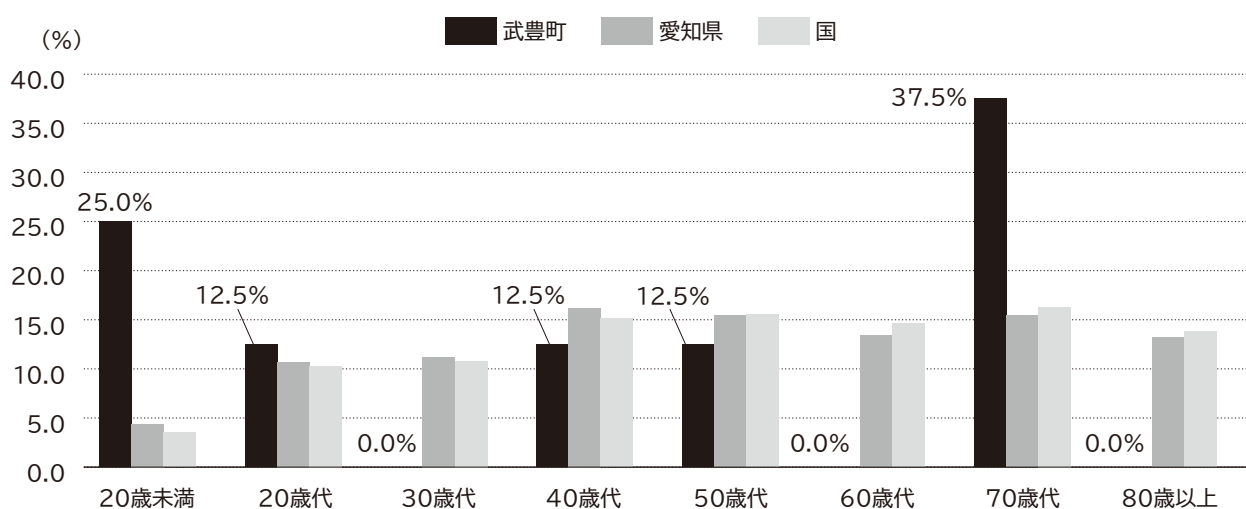
自殺者割合を性別・年齢階級別でみると、男性は20歳代が最も高く、次いで20歳未満、80歳以上が愛知県及び国の割合に比べて高くなっています。女性は、70歳代が最も高く、次いで20歳未満、20歳代で愛知県及び国の割合に比べても高くなっています。

図8 | 本町における年齢階級別の男性の自殺者割合（平成30年～令和4年の合計）



【出典】自殺統計

図9 | 本町における年齢階級別の女性の自殺者割合（平成30年～令和4年の合計）



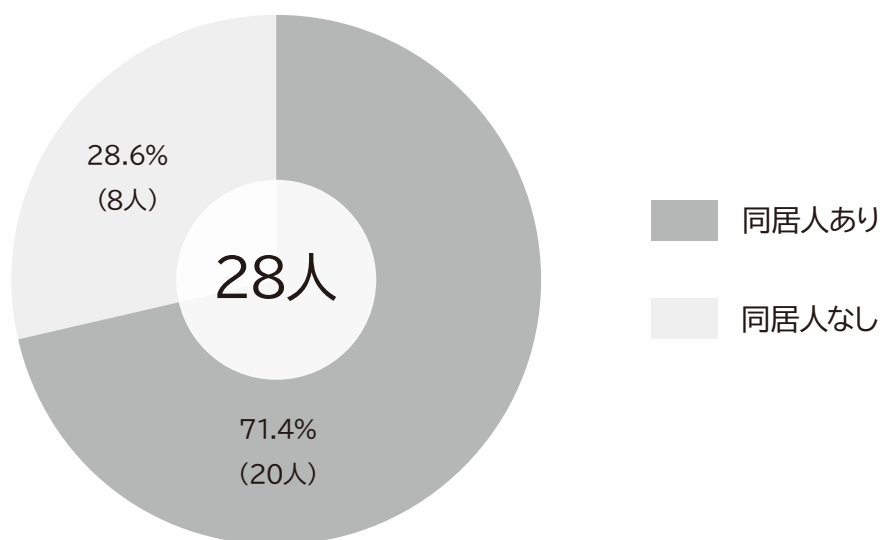
【出典】自殺統計

6 同居人の有無による自殺の状況

同居人の有無別でみると、平成30年から令和4年の間における自殺者28人のうち、同居人ありの方が20人、同居人なしの方が8人で、約7割の方に同居人がいたということが分かります。また、令和3年以降男女ともに同居人のいる方の自殺者数が多い傾向にあります。

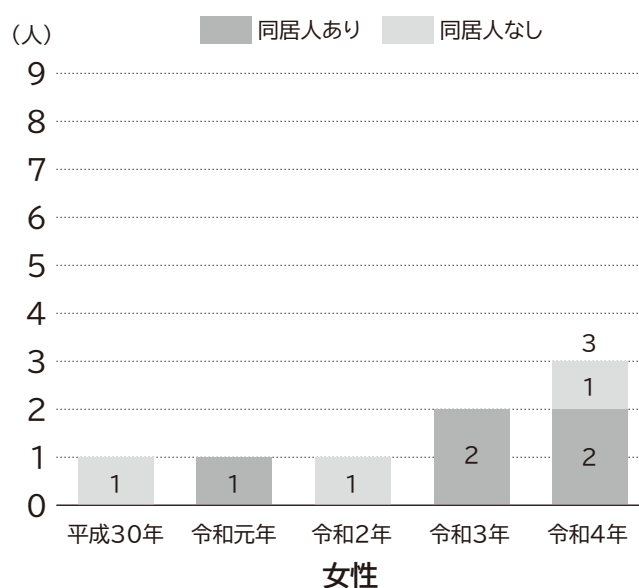
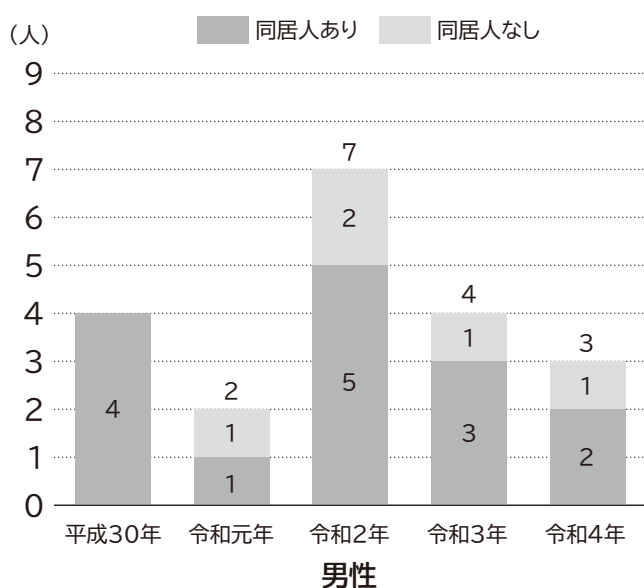
一方で60歳以上の自殺者を同居人の有無別でみると、平成29年から令和3年における60歳以上の自殺者のうち、同居人なしの自殺者の割合が国の平均を大きく上回っています。

図10 | 本町の自殺者における同居人の有無の割合（平成30年～令和4年の合計）



【出典】自殺統計

図11 | 本町の自殺者における同居人の有無の推移



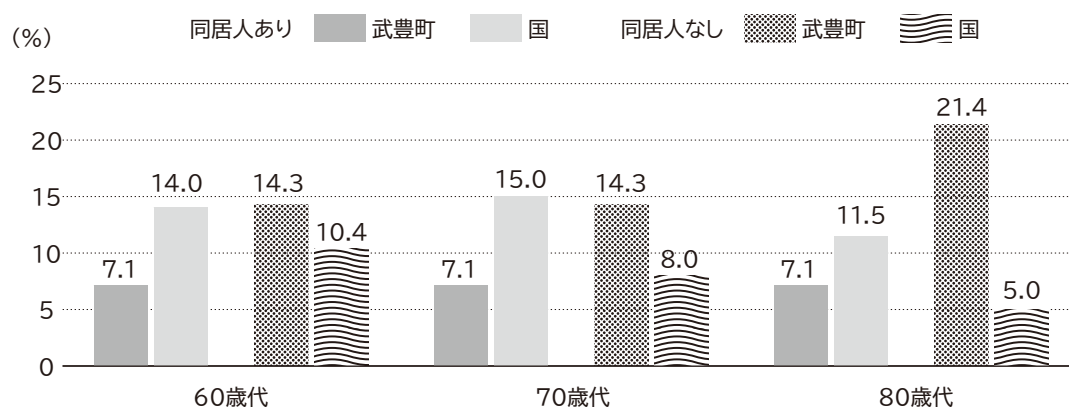
【出典】自殺統計

表1 | 60歳以上の自殺者の同居人の有無（平成29年～令和3年の合計）

		自殺者数（人）		割合（％）		国割合（％）	
		同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
男性	60歳代	1	2	7.1	14.3	14.0	10.4
	70歳代	1	2	7.1	14.3	15.0	8.0
	80歳以上	1	3	7.1	21.4	11.5	5.0
女性	60歳代	0	0	0.0	0.0	8.7	2.8
	70歳代	1	2	7.1	14.3	9.1	4.3
	80歳以上	0	1	0.0	7.1	6.9	4.3
小 計		4	10	28.4	71.4	65.2	34.8
合 計		14		100		100	

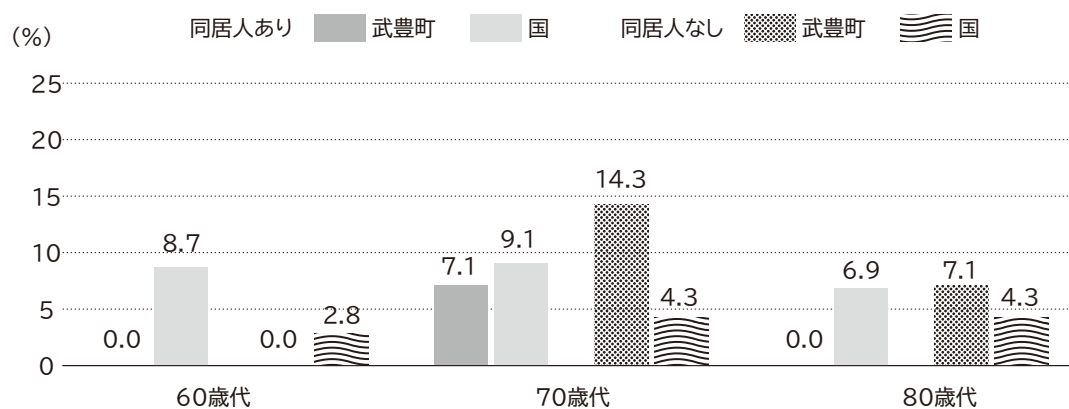
【出典】 特別集計

図12 | 60歳以上の男性における自殺者の同居人の有無の割合（平成29年～令和3年の合計）



【出典】 特別集計

図13 | 60歳以上の女性における自殺者の同居人の有無の割合（平成29年～令和3年の合計）

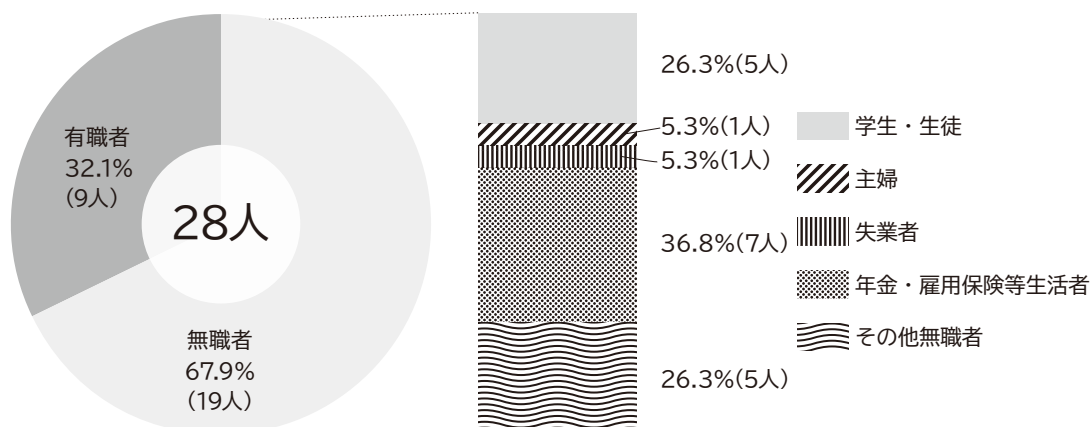


【出典】 特別集計

7 職業の有無による自殺の状況

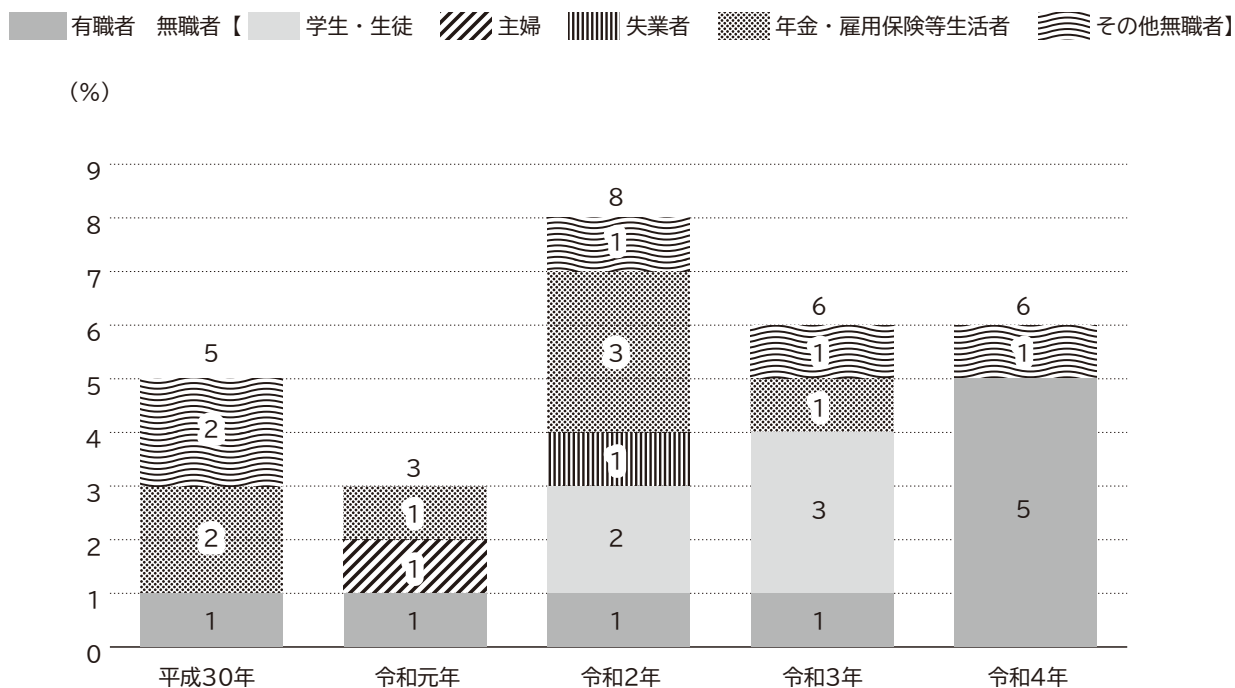
自殺者を職業の有無別でみると、平成30年から令和4年の間における自殺者28人のうち、19人が無職者でした。そのうち、「学生・生徒」「年金・雇用保険等生活者」で約6割を占めており、令和2年を境に増加しました。過去5年間の自殺者数の推移をみると、令和4年のみ有職者の自殺者数が急増しています。

図14 | 有職・無職別の自殺者数の割合（平成30年～令和4年の合計）



【出典】自殺統計

図15 | 自殺者における有職者・無職者の推移



【出典】自殺統計

8 自殺の動機

自殺動機別でみると、多い方から健康問題、家庭問題、経済・生活問題となっています。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中でも起きるものではありませんが、本表から本町の自殺動機の特徴を伺い知ることができます。

表2 | 自殺の動機の推移

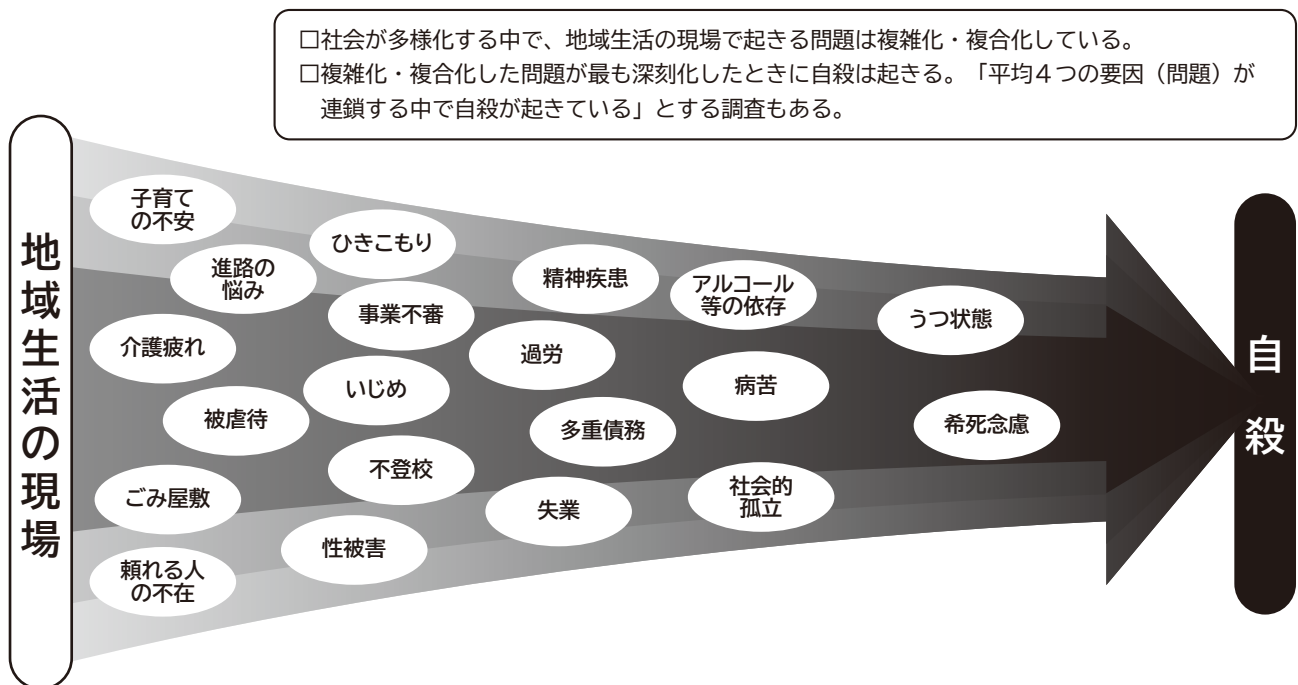
単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合 計
健康問題	2	2	2	2	4	12
家庭問題	3	0	4	3	1	11
経済・生活問題	1	1	0	1	1	4
男女問題	0	0	2	0	0	2
学校問題	0	0	1	0	1	2
勤務問題	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	1	0	1
不詳	0	0	1	1	1	3

【出典】自殺統計

※自殺者1人に対して複合的な動機がある場合は、その全ての動機を計上しているため、自殺者数とは一致していません。

図16 | 自殺の危機要因イメージ図



【出典】NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」

9 自殺者における未遂歴の有無

自殺者における未遂歴の有無については、自殺未遂歴の有無が必ずしも自殺に直結しているとは言えないものの、平成30年～令和4年の間に5人の方が自殺未遂をしています。

表3 | 自殺者における未遂歴の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	合 計
未遂歴あり	0	1	2	1	1	5
未遂歴なし	4	2	6	5	4	21
不詳	1	0	0	0	1	2

【出典】自殺統計

10 支援が優先されるべき属性

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）の分析から、平成29年から令和3年の5年間ににおいて自殺者数の多い上位5区分が本町の主な自殺の特徴として示されました。

表4 | 本町の主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

自殺者の特性 上位5区分※1		自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※2 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位	男性60歳以上 無職独居	7人	25.0%	272.2	失業（退職）＋死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位	男性20～39歳 無職同居	4人	14.3%	150.9	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の 不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→ うつ状態→自殺
3位	女性60歳以上 無職独居	3人	10.7%	56.2	死別・離別＋身体疾患→病苦→ うつ状態→自殺
4位	男性60歳以上 無職同居	3人	10.7%	19.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
5位	男性40～59歳 無職同居	2人	7.1%	138.9	失業（退職）→生活苦→借金＋家族間の不和→ うつ状態→自殺

【出典】特別集計

※1 順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※2 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センター（JSCP）にて推計したものです。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したものです。

p.14の表5「生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例」には、それぞれの属性が抱えこみやすい要因とその連鎖のうち主なものが記載されています。

表5 | 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況				背景にある主な自殺の危機経路（例）
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）「地域自殺実態プロファイル2022」

11 前計画で設定した数値目標に対する実績

前計画における数値目標の結果は以下のとおりです。令和2年以降自殺者数が急増したことに伴い、目標値の自殺死亡率の平均値10.0を大きく上回る結果となりました。

今後も社会情勢に合わせて、自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺対策を通じて達成すべき目標値

	現状値 平成24年～平成28年 平均値	目標値 平成31年～令和5年 平均値	実績値 平成31年～令和4年 平均値
自殺死亡率 (人口10万人対)	12.7	10.0	13.2
年間自殺者数(人)	5.4	4.2	5.7

※自殺者数及び自殺死亡率算出の基となる統計は、自殺統計を使用しました。

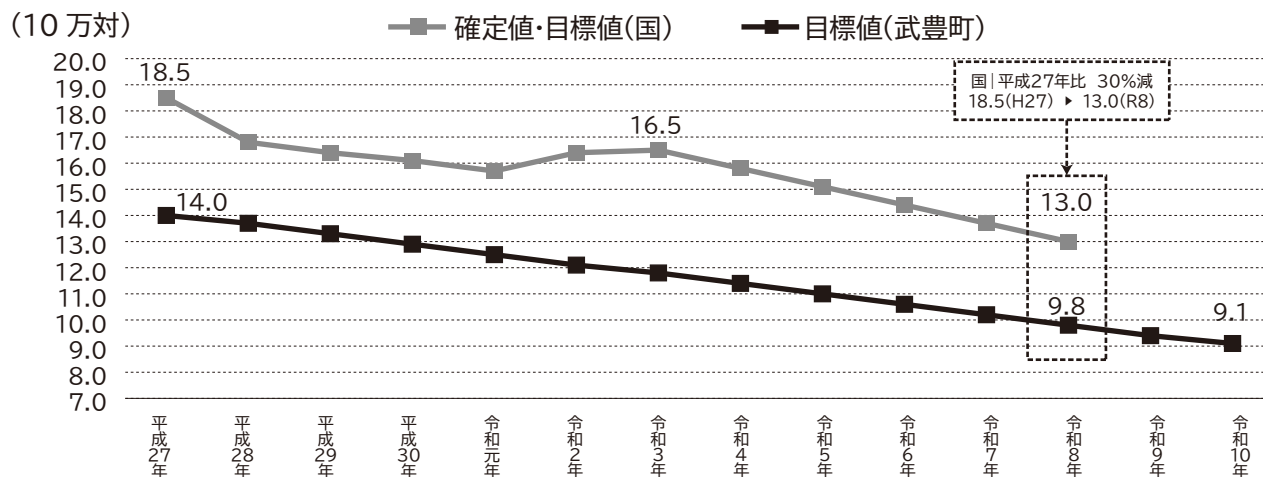
※平成31年～令和5年の年間自殺者数の平均値は、目標値の自殺死亡率と国立社会保障・人口問題研究所の推計人口(平成30年推計)を基に算出しました。

12 計画の数値目標

本計画の目標 | 自殺死亡率を令和10年までに9.1にする 【平成27年比 約35%減】

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

こうした国の方針を踏まえ、武豊町では、平成27年の自殺死亡率14.0を令和8年までに9.8(平成27年比30%減)に、令和10年までに9.1(平成27年比約35%減)まで減少することを目標とします。



	国の自殺総合対策大綱に基づく 武豊町における基準値【参考】	国の自殺総合対策大綱に基づく 武豊町における目標値【参考】	本計画における目標値
自殺死亡率 (人口10万人対)	平成27年 14.0	令和8年 9.8	令和10年 9.1

第3章 武豊町における自殺対策の取組

1 基本理念

国の自殺総合対策の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を踏まえ、武豊町の自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない武豊町」を基本理念とし、自殺対策を推進します。

また、各施策の実施にあたっては、住民・地域・企業・民間団体・学校・行政・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携及び協働して、地域全体で自殺対策に取り組みます。

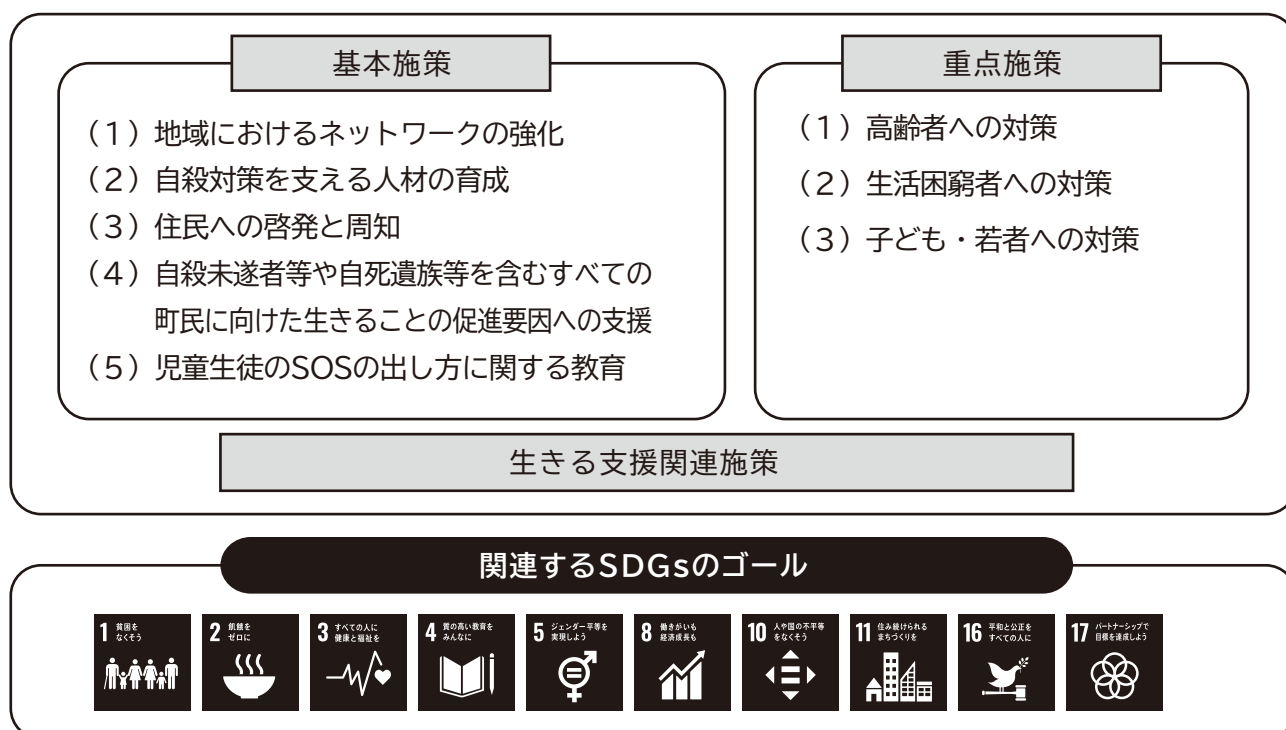
基本理念 | 誰も自殺に追い込まれることのない武豊町

本町の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において示される「基本パッケージ」のうち、本町の地域特性に応じて効果的に実施するために設定した「基本施策」と、本町の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援関連施策」です。

「重点施策」は、第1次計画と同様に本町における自殺のハイリスク層である高齢者や生活困窮者に加え、近年増加傾向にある子ども・若者を中心に取組を定めています。また、「生きる支援関連施策」は、本町において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するためにまとめた施策群となっています。

このように施策の体系を定め、「誰も自殺に追い込まれることのない武豊町」を目指して自殺対策を推進していきます。



2 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化



自殺には、健康・経済・生活・人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、人々や組織が密接に連携する必要があることから、地域におけるネットワークの強化を図ります。

評価指標

「近所に住む困っている人への日常生活上の支援についての考え方」の回答割合
※「近所に住む人として、できる範囲で支援したい」と回答した人の割合【武豊町地域福祉計画策定に係るアンケート調査】

現状値
(令和3年度)

23.1%



目標値
(令和8年度)

25.4%

評価指標

「生活上の困りごとがあった場合の相談先」の回答割合
※「友人・知人」「近所の人」「区長などの区役員」と回答した人の割合の合計値【武豊町地域福祉計画策定に係るアンケート調査】

現状値
(令和3年度)

73.9%



目標値
(令和8年度)

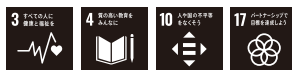
81.3%

取 組	内 容	関係課
自治会活動への支援	町民同士つながりのあるまちづくりの一助となる自治会について、加入促進を図ります。また、自治会が行う文化・スポーツ・コミュニティ活動等に対し、活動費の支援を行います。	総務課 企画政策課
交通指導員による見守りの推進	児童と登下校時に日々接している交通指導員が、児童との交流を通じて、異変を察知した際には、学校へ報告する等、情報提供体制を整えます。	防災交通課

取 組	内 容	関係課
各種関係機関との連携	行政と町民、区、NPO法人、ボランティア団体、企業等とが相互に理解・尊重し、協働することで地域の課題解決に取り組めます。	企画政策課
	見守り協定を締結している企業等と連携し、自殺リスクのある状況を把握した場合の連携体制の確立を目指します。また、民生委員・児童委員を含め、地域と連携した見守り体制の整備を図ります。	福祉課
子ども関係機関との連携	妊娠期から育児期における不安やストレスを抱える世帯の早期支援につなぐため、母子保健・児童福祉が医療連携を促進していきます。養育不安や経済困窮、DV、ヤングケアラー、児童生徒のいじめや不登校など「子ども」の背景にある複雑なリスク要因に対し、多職種多機関とのネットワークの拡大に努めていきます。	子育て支援課 健康課 学校教育課
高齢者・障がい者関係機関との連携	高齢者の個人支援の充実を目的とする地域ケア会議や、障がい者における地域支援体制を協議する知多南部地域自立支援協議会等を通じて、課題や情報の共有を図り、関係機関との連携を強化します。	福祉課
自殺対策ネットワーク会議への参加	保健所が開催する自殺対策に係るネットワーク会議に参加し、関係機関と自殺対策の推進や課題について情報共有し、自殺対策の広域連携に努めます。	福祉課
重層的支援体制整備事業における相談支援の充実	複雑化・複合化したケースについて「高齢」「障がい」「子ども」「生活困窮」の各相談窓口が連携し、必要に応じて支援会議等の実施や多機関協働部署につなげ、問題解決を図ります。	福祉課
武豊町地域福祉推進協議会の活用	保健医療関係者や学識経験者、地域の代表者、福祉関係者等で構成する地域福祉推進協議会において、本計画の評価・進捗管理や情報共有を行い、自殺対策の更なる推進を図ります。	福祉課
企業等との連携	企業や医療機関、各種団体等との情報交換会を実施し、労働者の健康管理や自殺対策について、様々な職域での連携を図ります。	健康課

取 組	内 容	関係課
スポーツ活動の推進	地域のスポーツ振興の担い手としてスポーツ推進委員を委嘱し、地域におけるスポーツ活動の推進を図ります。	スポーツ課
	各種団体等に対し助成を行うことで、地域におけるスポーツ活動の推進や交流の促進を図ります。	スポーツ課 子育て支援課 社会福祉協議会
支え合い体制づくり事業	住民懇談会等の住民参加の機会をつくり、地域生活課題の把握と解決のための支え合い活動や拠点整備等地域で支え合える「福祉でまちづくり」に取り組みます。	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動の推進を図るため、活動のための環境整備など総合的な取り組みを実施します。	社会福祉協議会

(2) 自殺対策を支える人材の育成



様々な悩みや生活上の困難を抱える方、自殺リスクの高い方に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修等の機会の確保を図ります。

評価指標

ゲートキーパー[※]養成研修の受講人数

現状値
(令和4年度)

65人



目標値
(令和9年度)

72人

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる方のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる方のことです。

取 組	内 容	関係課
町職員への支援	町民の相談に応じる職員の心身面における健康の維持増進を図るため、メンタルヘルス研修の受講機会の提供や、ストレスチェック、健康診断等を実施します。また、産業医への健康相談、臨床心理士へ心理相談の機会を提供します。	秘書広報課
児童福祉分野における職員の育成	養育不安、経済困窮、DV、ヤングケアラー、リストカットや過剰服薬などのリスクに早期に気づき、速やかに対応するために児童福祉分野の職員に対して、研修や学習の機会の確保を図ります。	子育て支援課
ゲートキーパー養成研修の開催	自殺のリスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、対面での研修に加え、eラーニング等を活用し、幅広い方を対象とします。	福祉課
支援者に対する支援	介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図ることを目的とした家庭介護者等養成研修や、介護従事者の日頃の悩みの解消やリフレッシュ、情報交換を目的とした介護者のつどい等を開催し、支援者に対する支援に努めます。	福祉課
保健師に対する育成支援	健康づくりや精神保健衛生上において大きな役割を担っている町保健師に対して、必要な研修や学習の機会の確保を図ります。	健康課
傾聴ボランティアの育成支援	地域の見守りが必要な社会的孤立傾向の高い高齢者が安心して生活を送れ、社会参加の意欲を高めることを目的として傾聴ボランティア講座を開催し、傾聴ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会

(3) 住民への啓発と周知



自殺の「危機要因」は誰もが抱え得るものですが、自殺にまで追い込まれた人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺を考える状況に至る前に援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に啓発を行っていきます。

評価指標

「生活上の困りごとがあった場合の相談先」の回答割合

※【武豊町地域福祉計画策定に係るアンケート調査】

現 状 値
(令和3年度)

役場:38.0%
社会福祉協議会:18.1%



目 標 値
(令和8年度)

役場:41.8%
社会福祉協議会:19.9%

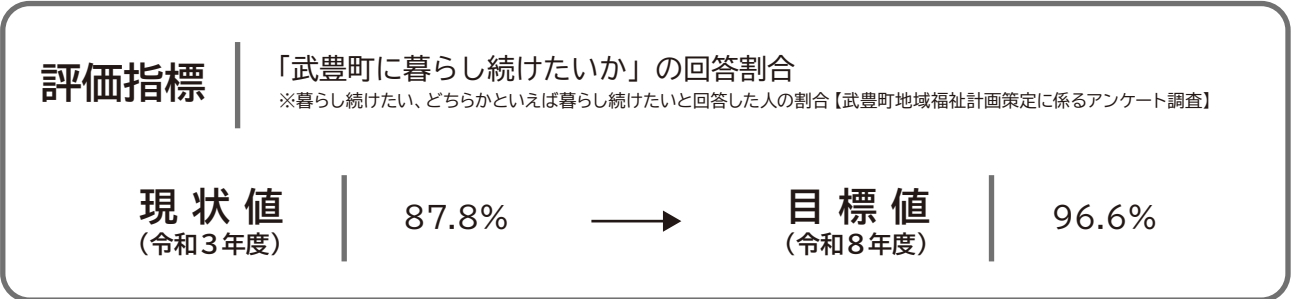
取 組	内 容	関係課
性の多様性への理解増進	性の多様性に関する制度や事業等について研究し、窓口対応等で活用できるよう周知します。	企画政策課
イベント等における啓発活動の推進	若年層に対して自殺予防に係る啓発を行うため、二十歳のつどいにおいて啓発品を配布します。また、自殺リスクのある当事者だけでなく、地域全体の自殺対策意識の向上を図ります。	福祉課
	福祉や健康づくりに係る啓発を行うため、小学校区毎にふくしふれあい広場を実施します。	社会福祉協議会
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動の推進	自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）を中心に、自殺の予防に関する理解と関心を深めるための取組を実施します。	福祉課
相談窓口の設置・周知	保健・福祉ガイドブック等の発行物やカルチャー＆スポーツに相談窓口を掲載し、周知を図ります。また、町民から相談があった際は、適切な相談先の紹介等を行います。	福祉課
	年齢・属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる「まるっとここ相談窓口」を設置します。また、社会福祉協議会主催のイベントやSNS等を活用し、周知を図ります。	社会福祉協議会
町広報紙・ホームページ等による情報発信	広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、自殺対策や健康づくりに関する情報発信に努めます。	福祉課 健康課

取 組	内 容	関係課
社会を明るくする運動の実施	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるため啓発資材や啓発グッズを配布し、周知を図ります。	福祉課
精神障がいへの理解促進	知多南部地域自立支援協議会の精神障害者地域生活部会が行う啓発活動により、精神障がい等に関する周知を図ります。	福祉課
	生徒に対し、精神障がいのある当事者、家族会、病院及び相談支援事業所等と連携し、啓発活動を実施します。	健康課
アルコール関連問題の予防に関する啓発	アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）に、アルコール関連問題やアルコール健康障害の予防について啓発をするとともに、ホームページ等で相談窓口の周知をします。	健康課
たけとよのふくし・ホームページ等による情報発信	たけとよのふくしやホームページ、SNS等を活用し、福祉関連情報や各種通いの場情報などに関する情報発信に努めます。	社会福祉協議会

(4) 自殺未遂者等や自死遺族等を含むすべての
町民に向けた生きることの促進要因への支援



自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。自殺リスクを低下させるために、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を進めます。



取 組	内 容	関係課
各種健診や相談事業の推進	健康診査や健診結果に応じた保健指導を実施し、生きることの阻害要因となる病気の早期発見及び重症化予防を促します。	保険医療課
居場所の確保	親同士が子育ての悩みや喜びを分かちあえる場として子育て世帯が利用する子育て支援センター等居場所の確保を図ります。	子育て支援課
育児負担の軽減	専門職による心理相談、子育て支援ヘルパーの派遣、家庭訪問、育児相談、子育て短期支援事業等、子育て世帯を支援する各種事業を実施し、育児に係る負担軽減を図ります。	子育て支援課
	子育てリフレッシュ講座、新米お母さんの教室等子育て世帯を支援する各種事業を実施し、育児に係る負担軽減を図ります。	生涯学習課
当事者活動への支援	障がい児や多胎児を育児している等、特定の体験をしている当事者の活動について、支援を行います。	子育て支援課 福祉課
権利擁護の推進	成年後見制度、DV対策、高齢者・障がい者・児童虐待の防止や障がい者差別の解消等、各制度の適切な運用に努めるとともに周知を図ります。	子育て支援課 福祉課

取 組	内 容	関係課
重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の実施	創作的活動やコミュニケーションの場としてフリースペース事業を実施します。また、相談者のニーズに応じた居場所づくりを社会福祉協議会とともに検討します。	福祉課
障害福祉サービス等の体制確保	障がいのある方が福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができるよう、計画的な福祉サービスの推進をしていきます。また、相談体制の確保を目指します。	福祉課
自殺未遂者の再企図防止に向けた情報連携	地域において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関を含めた地域のネットワークの充実・強化を図ります。	福祉課
県と連携した自死遺族等への支援	愛知県が作成した自死遺族等への支援に関するパンフレットを活用し、各種相談先の情報を提供します。 また、精神保健福祉センターや保健所などが実施している自死遺族等に対する相談支援窓口につながります。	福祉課
ひきこもり等に悩む方への支援	ひきこもりや不登校に悩む当事者やその家族に対し、臨床心理士による相談事業や、参加者が安心して活動できる居場所づくり事業を実施し、支援します。	生涯学習課
スポーツ活動の推進	たけとよスポーツDayやゆめたろうスマイルマラソン等、誰もが気軽に参加できるイベントを開催します。	スポーツ課
共に生きる力の充実	誰もが「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できるように、リフレッシュカフェや福祉出前講座等を実施し、差別や偏見をなくし、生きることの促進要因の拡充を図ります。	社会福祉協議会

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育



最近の傾向として長期連休明けの時期やインターネット・SNS等をはじめとしたいじめを苦にした児童生徒の自殺者数が増加する傾向があり、自殺対策基本法の改正では、児童や生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれています。

このため、本町においても児童や生徒が命の大切さを実感できる教育を進めていくことに加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等において、信頼できる大人に助けの声を上げられる教育を進めていきます。

評価指標

SOSの出し方に関する教育の実施

現状値
(令和3年度)

小学5年生で実施
※町内小学校4校



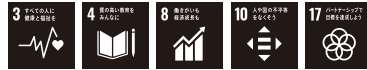
目標値

継続実施

取組	内 容	関係課
SNSを活用した各種相談窓口の周知	愛知県や厚生労働省のホームページに掲載されているSNS相談等を行っている団体の周知を行います。	福祉課
SOSの出し方に関する教育の実施	「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施し、助けの声を上げられる児童生徒の育成を図ります。	学校教育課
メールサービス等を活用した自殺予防啓発	長期休暇前後を中心に児童・生徒や保護者に対し、自殺予防啓発を行うとともに、相談窓口を周知します。	学校教育課
いのちの教育の推進	小中学校において、「いのちの教育」を実施し、自他のいのちを大切にする心を育て、共に学び合い高め合える児童生徒の育成を目指します。	健康課 学校教育課

3 重点施策

(1) 高齢者への対策



過去5年間ににおける本町の自殺者を性別・年齢階級別でみると、男女ともに60歳代以上の自殺者が、全自殺者の約4割を占めている状況にあります。（p.8図8・9参照）

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）による地域自殺実態プロファイルにおいても、本町の自殺の特徴として、60歳以上が上位5区分のうち、1位、3位、4位という分析がされています。（p.13表4参照）

以上のことから、高齢者への自殺対策は急務の課題であり、重点的に推し進めていく必要があります。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者諸施策を包括的に実施することで、自殺対策を進めていきます。

評価指標

「生きていても仕方がないという気持ちになることがありますか」の回答割合
※「はい」と回答した割合【武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケート調査】

現状値
(令和4年度)

13.2% →

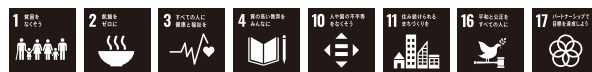
目標値
(令和7年度)

11.9%

取組	内容	関係課
高齢者の外出促進	町内在住者で、70歳以上の人または65歳以上で運転免許証自主返納をされた人に対し、無料乗車券を交付することで、高齢者の外出を促進します。	防災交通課
	65歳以上の町民に対し、CCNCプールたけとよ（武豊町屋内温水プール）内温浴施設利用料金を助成することで、高齢者の社会参加及び健康増進を促し、生きがいづくりを図ります。	スポーツ課
予防事業の充実	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業により、健康状態不明者やフレイル状態の把握を行い、重症化の予防に取り組みます。	保険医療課
医療と介護の連携強化	医療と介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の医療機関や介護サービス事業所等と連携します。	福祉課

取 組	内 容	関係課
介護予防の推進	憩いのサロン・体操サロンの開催や、要支援・要介護予備軍の早期把握調査等の一般介護予防事業を引き続き実施し、介護予防や孤立防止、心身における健康の保持増進を図ります。	福祉課
見守り活動の推進	ひとり暮らし高齢者の見守りを目的とした高齢者台帳登録制度や緊急通報装置の貸与、配食サービス事業等を引き続き実施し、高齢者の見守り活動を推進します。	福祉課
高齢者の生きがいづくりの推進	老人クラブやシルバー人材センターへの支援、敬老関係事業等を通じて、高齢者の生きがいづくりを推進します。	福祉課
高齢者への総合相談の充実	高齢者に関する相談を幅広く受け付け、適切な医療や福祉サービス、制度についての情報提供等の支援を行います。また、必要に応じて訪問等を行い、一人ひとりに寄り添った包括的な支援に努めます。	福祉課
生活支援体制整備事業の推進	高齢者を対象とした生活支援サービスの開発やマッチング等を行う生活支援コーディネーターの配置や、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークを活用し、高齢者に係る生活支援体制の整備を推進します。	福祉課
認知症にやさしいまちづくりの推進	認知症サポーターの養成や認知症初期集中支援等を通じて、認知症の方やその家族にやさしいまちづくりを推進します。	福祉課
福寿大学の実施	60歳以上の町民を対象として、豊かな人生を送るための知識等を学ぶ福寿大学を実施し、高齢者の生きることの促進要因の増進を図ります。	生涯学習課

(2) 生活困窮者への対策



過去5年間における本町の自殺者を有職・無職別でみると、全自殺者のうち約7割が無職者でした。(p.11図14参照) いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)による地域自殺実態プロファイルにおいても、本町の自殺の特徴として、上位5区分の全てが無職者という分析がされています。(p.13表4参照)

また、NPO法人ライフリンクが示す自殺の背景にある主な危機経路によると、無職者が自殺に至る経路として生活苦(生活困窮)や失業が多く挙げられています。(p.14表5参照)

以上のことから、無職者への自殺対策を行うことはもちろんのこと、生活困窮者や失業者に対しても重点的に自殺対策を推進していきます。

評価指標

知多福祉相談センターへ生活困窮相談をした方のうち、就労につながった人数

現状値
(令和4年度)

延べ21人



目標値
(令和9年度)

延べ23人

取 組	内 容	関係課
町税等納付相談の活用	各種税金や保険料等に係る納付相談の際に、対象者が生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある場合には、関係課において連携を行ったり、様々な支援機関につなげられる体制を確保します。	収納課 保険医療課 子育て支援課 福祉課 都市計画課 上下水道課
経済的負担の軽減	各種減免制度の周知や医療費助成制度の適正な実施に努め、経済的負担の軽減を図ります。	税務課 保険医療課 子育て支援課 福祉課
生活困窮の相談窓口の整備	社会福祉協議会に重層的支援体制整備事業における生活困窮の相談窓口を設置し、複雑化・複合化した相談に対応できる体制を整備します。	福祉課
愛知県との連携	生活困窮者等の早期発見や生活相談を受け付け、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度につなげるため知多福祉相談センターと連携して支援を行います。	福祉課

取 組	内 容	関係課
子育て世帯への貧困対策	各種手当の実施に加え、経済的に生活が不安定な子育て世帯に対し、育児を支えるためのフードバンクやひとり親の就労支援相談の紹介など関係機関につなぐことにより負担の軽減を図ります。	子育て支援課
	経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して行う給食費及び学用品費の助成を行い、経済的困難を抱える子育て世帯の負担軽減を図ります。	学校教育課
	地域住民による学習支援を行うことで、経済的困難を抱える子育て世帯の負担軽減を図ります。	生涯学習課
町営住宅の適切な管理運営	町営住宅を住宅に困窮している方に対し、低廉な家賃で住宅の提供を行い、適切な管理・運営に努めます。また、経済的困難を抱えている入居者や入居希望者に対しては、必要に応じ関係課等と連携し、支援を行います。	都市計画課
生活福祉資金等を活用した支援	生活困窮者に対し、資金貸付や日常生活自立支援事業による金銭管理、食料支援及び関係機関等の連携を通じて、経済的自立及び生活意欲の助長を図るなど支援を行います。	社会福祉協議会

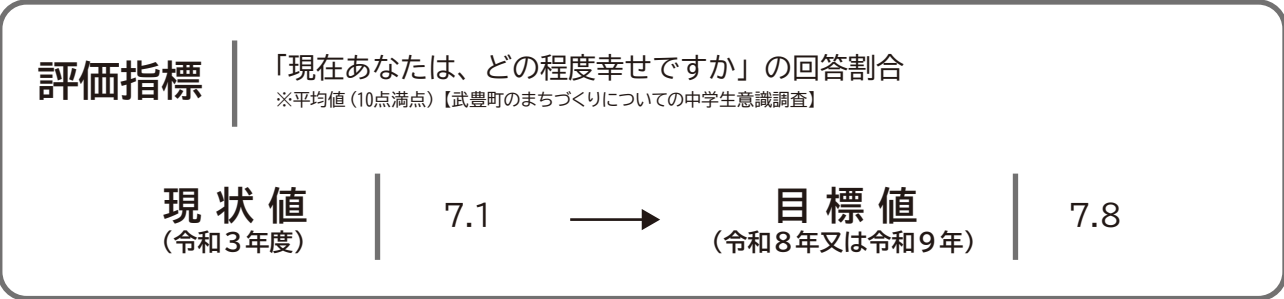
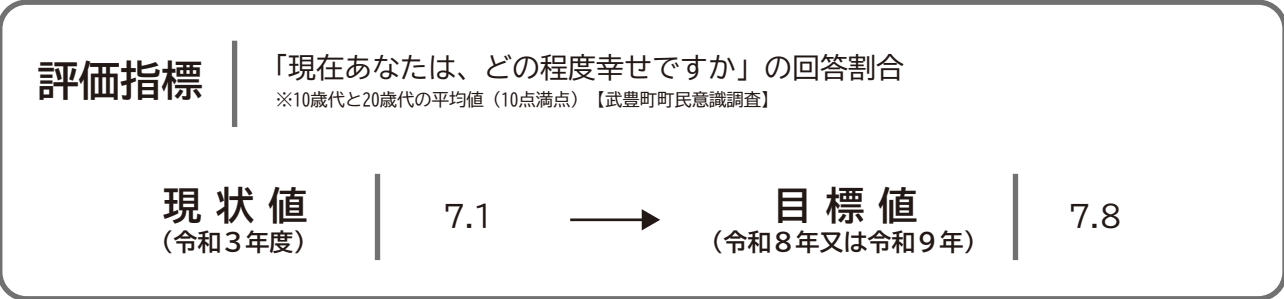
(3) 子ども・若者への対策



直近5年間の自殺者数を年齢別でみると、令和2年を境に20歳未満及び20歳代の自殺者数が増加しています。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）による地域自殺実態プロファイルにおいて、本町の自殺の特性上位5区分のうち、「男性20～39歳」が2位と分析されております。（p.13表4参照）

以上のことから、関係課及び実施機関との連携を図りながら、子ども・若者に対する様々な施策を実施し、自殺対策を重点的に推し進めていく必要があります。



取 組	内 容	関係課
妊産婦の経済的負担の軽減	妊産婦医療費補助金交付事業により、妊娠期間中に安心して医療を受けられる体制を整えます。	保険医療課
	妊産婦の国民健康保険税及び国民年金保険料の減免措置により、経済的負担の軽減を図ります。	保険医療課
精神的不安の軽減	子どもや子育て中の保護者の精神的不安や自殺のリスク因子に気づいた場合には、心理相談や医療機関をはじめ関係機関に適切な連携に努めます。また、保健師や精神保健福祉士等が小中学校で精神的不安定さや自殺願望のある児童や生徒に対し、個別面接を行います。	子育て支援課

取 組	内 容	関係課
子ども食堂の運営及び支援	食べることに困っていたり、孤食の子どもを含むすべての子どもの居場所を確保するため、子ども食堂の運営や地域の子どもの食堂を支援します。	福祉課 社会福祉協議会
家族全体の支援	母子保健を入口として、家族の問題に早期に気づき深刻化を防ぐため相談支援をしていきます。また、産後ケア事業を実施し、専門機関によるケアが受けられるよう支援体制を整えます。	健康課
出産・育児に関する不安に寄り添う相談体制の充実	母子手帳交付時や8か月サポートコールなど、妊娠期から出産・子育てまで密に支援していきます。	健康課
教育支援センターの設置	不登校傾向や教室に入ることが難しい児童生徒の居場所として、校内に教育支援センターを設置します。また、校外の教育支援センターでは不登校児童生徒の復帰支援や社会的自立、保護者の教育相談窓口として展開します。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、多様化する児童生徒の心の問題について支援を行います。また、必要に応じて保護者や教職員に対しても相談対応等を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	小中学校を巡回して、問題を抱える児童生徒の支援及び保護者対応を行います。また、問題解決のために取り巻く環境へ支援の働きかけや関係機関等との連携・調整を行います。	学校教育課
ここちゃんサポート相談の実施	臨床心理士や精神保健福祉士等が、ひきこもり・不登校の状況にある児童生徒やその家族・関係者に対し、助言等を行う相談窓口を設置します。	社会福祉協議会
サマーボランティアスクールの実施	青少年を対象にサマーボランティアスクールを実施し、様々な人や多様な生き方があることを実践を通じて感じる機会を提供します。	社会福祉協議会

4 生きる支援関連施策

本町において行われている様々な事業を、生きる支援関連施策として、自殺対策と連携して推進していきます。

(1) 総務部

関係課	取 組 内 容
総務課	・ 弁護士による無料法律相談
防災交通課	・ コミュニティバス・接続タクシーの運行 ・ 防災リーダー養成講座の開催、保育園や小学校を対象とした防災啓発 ・ 交通安全キャンペーン等の各種事業を各関係機関と連携して実施 ・ 防犯キャンペーン等の各種事業を各関係機関と連携して実施

(2) 企画部

関係課	取 組 内 容
企画政策課	・ 町と協働で行う事業を提案する町民活動団体へ交付金を交付 ・ 男女共同参画を推進するため講演会や啓発活動の実施
秘書広報課	・ 新規採用職員及び新たに管理職になった職員に対し、先輩職員がメンター制度として個別支援を実施 ・ 安全衛生委員会を実施 ・ 毎月第3金曜日に全庁一斉退庁を実施 ・ 特定事業主行動計画に基づき、長時間勤務の削減、有給休暇の取得促進を実施 ・ 働きやすい職場環境のため、ハラスメント防止マニュアルの周知徹底及びハラスメント防止研修を実施

(3) 健康福祉部

関係課	取 組 内 容
保険医療課	・ 国民年金に係る各種受付と相談 ・ 国民健康保険加入者に対する出産育児一時金の給付 ・ 武豊町国民健康保険データヘルス計画に基づく事業の実施
子育て支援課	・ あおぞら園の運営 ・ 研修を受けたボランティアが家庭訪問を行う家庭訪問型子育て支援を実施 ・ 放課後に遊びを通じて育成指導を行う児童クラブの運営 ・ 児童の健全育成を図ることを目的とした児童館の運営 ・ ファミリー・サポート・センターの運営 ・ 発達に心配のある幼児の親子を対象に行う親子遊び方教室の実施 ・ 公立保育園による保育・育児相談の実施 ・ 支援が必要な家庭に対し、子育ての相談、情報提供、家庭訪問を実施 ・ 要保護児童対策地域協議会の設置
福祉課	・ 補助金の交付による当事者団体の活動支援を実施 ・ 生活支援が必要な高齢者等にホームヘルパーの派遣 ・ 介護保険制度に基づく介護給付及び予防給付の実施 ・ 高齢者世帯等に対する家庭ごみの回収による安否確認の実施 ・ 高齢者等が居住する住宅に手すりを設置する際の工事費用を助成 ・ 寝具の衛生管理が困難な高齢者等の布団等のクリーニングを実施 ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の実施 ・ 基幹相談支援センターに障がいについて専門知識のある相談員を設置 ・ 障がい者授産製品の販売促進を図る事業の実施 ・ 障がいのある方がバスやタクシーを利用する際の料金助成 ・ 各種障害者手帳の申請受付、交付及び障害者手当の支給
健康課	・ アピアランスケア用品（ウィッグ・乳房補整具）の購入費用の助成 ・ 末期の若年がん患者に対し、在宅サービス等の利用料の助成 ・ 出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減のための経済的支援 ・ 通院等の移動手段の不安や経済的負担を軽減するため、妊産婦タクシー助成券を交付 ・ 休日の救急患者に対する応急処置を実施 ・ 不妊治療に対する費用の助成

(4) 生活経済部

関係課	取 組 内 容
住民窓口課	・ 人権擁護委員・行政相談委員による身近な困りごとの相談窓口の設置
産業課	・ 消費生活相談員による消費生活相談窓口の設置 ・ 賢い消費生活に関する研究等を行う消費生活研究会への補助 ・ 憩いのサロン会場、地元中学校等での健全な消費生活に向けての啓発 ・ 県と協調して行う中小企業向けの低金利の融資制度 ・ (一財) 知多地区勤労者福祉サービスセンターへの補助 ・ 就業者の技能習得を目的とする職業訓練所の運営に要する経費の補助 ・ 愛知県労働者福祉協議会知多支部の労働者福祉増進事業に対する補助 ・ 勤労者に対する低金利の住宅資金融資制度 ・ 知多半島観光圏協議会や武豊町観光協会との連携による観光事業振興 ・ 農地を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方へのあっ旋 ・ 新規就農者に対する経営が軌道に乗るまでの資金援助制度 ・ 農地の有効な活用を図り、町民の余暇利用を啓発する制度

(5) 建設部

関係課	取 組 内 容
都市計画課	・（公社）愛知県宅地建物取引業協会の協力による無料不動産相談事業 ・（公社）愛知建築士会の協力による無料建築相談事業 ・空き家等に係る対策の実施 ・武豊町公共施設アダプトプログラムの実施 ・高齢者等が居住する住宅に手すり等を設置する際の工事費用を助成

(6) 教育部

関係課	取 組 内 容
学校教育課	・学級経営や授業改善につなげるため「QUテスト」を実施 ・不登校の児童生徒及び保護者への支援 ・生徒指導推進連絡協議会を設置し、毎年教育講演会及び総会を実施
生涯学習課	・中央公民館、歴史民俗資料館、図書館、ゆめたろうプラザの管理・運営 ・公民館まつり、ふるさとまつり、芸能祭、文化祭、絵画展、図書館フェスタで各団体等の作品展示、芸能発表等を実施
スポーツ課	・総合体育館・運動公園・弓道場・緑地グラウンドの管理 ・20歳以上の男女を対象に、体力チェックを実施 ・民間活力を活用した屋内温水プール事業の推進

5 重層的支援体制整備事業

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する事業をいい、自殺対策と共通する部分が多くあるため、両施策を一体的に行うことが重要です。

本町では、令和5年度から重層的支援体制整備事業の本格実施を行っており、その推進にあたって本計画との連動を目指します。

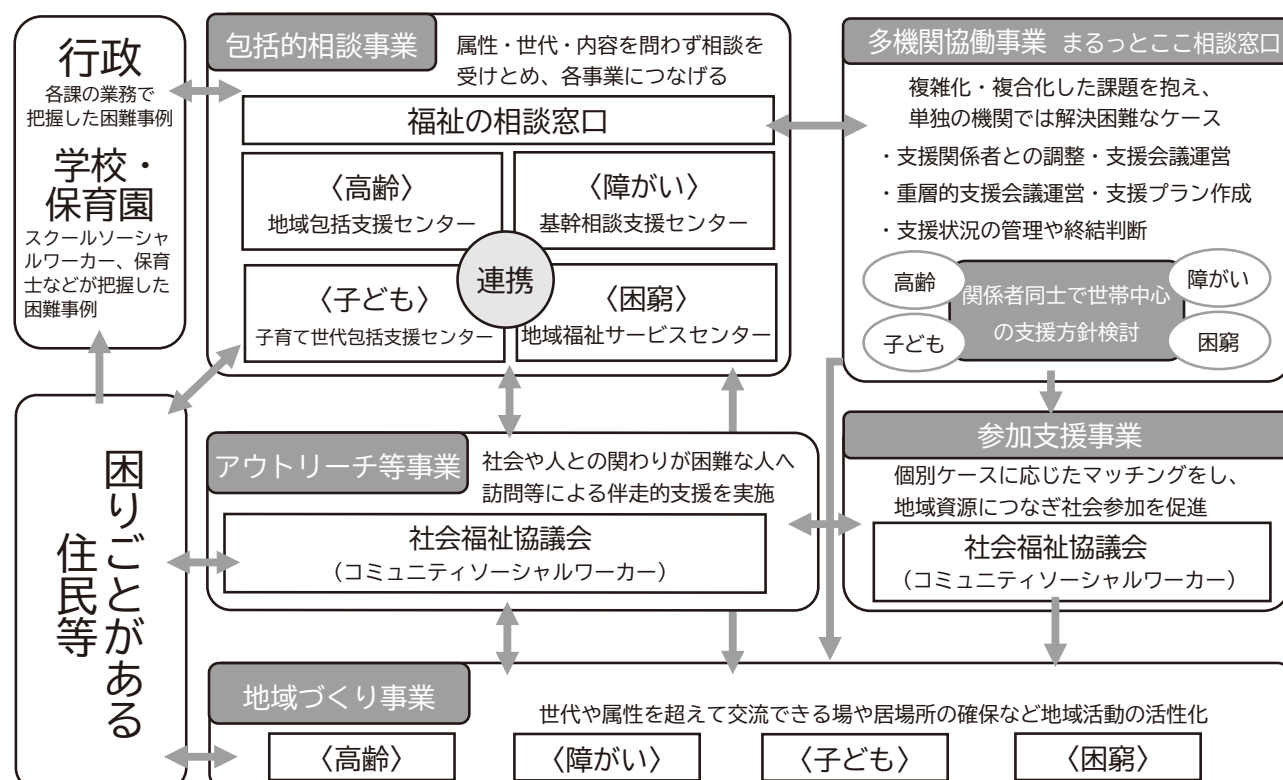
(1) 重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携

複雑化・複合化した事例を把握した場合には、多機関協働事業者など重層的支援体制整備事業へつないだ上で、連携した対応が必要です。

関係各課が自殺の危険性が高い者を発見し、支援につなげる際には、重層的支援体制整備事業が有する支援関係機関とのネットワークを活用し、速やかに対応します。

連携にあたっては、第3次武豊町地域福祉計画に明記する「武豊町重層的支援体制整備事業体制図」を踏まえて、対応を図ります。

図17 | 武豊町重層的支援体制整備事業体制図



（２） 支援会議への参加

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより社会福祉法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしています。同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となります。

なお、支援会議の構成員については、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、関係機関等と調整の上、決定していくこととなります。

表6 | 武豊町における支援会議の主な構成員

所 属	担 当
福祉課	介護
	障がい（兼自殺対策担当）
	困窮（兼自殺対策担当）
子育て支援課	子ども
健康課	保健師
学校教育課	スクールソーシャルワーカー
生涯学習課	ひきこもり
社会福祉協議会 地域福祉サービスセンター	障がい・困窮・子ども
社会福祉協議会 地域包括支援センター	高齢
基幹相談支援センター	障がい者相談支援事業所
半田保健所	
子育て世代包括支援センター	子ども
知多福祉相談センター	生活保護
	生活困窮者自立支援
福祉課・社会福祉協議会	事務局

第4章 計画の推進

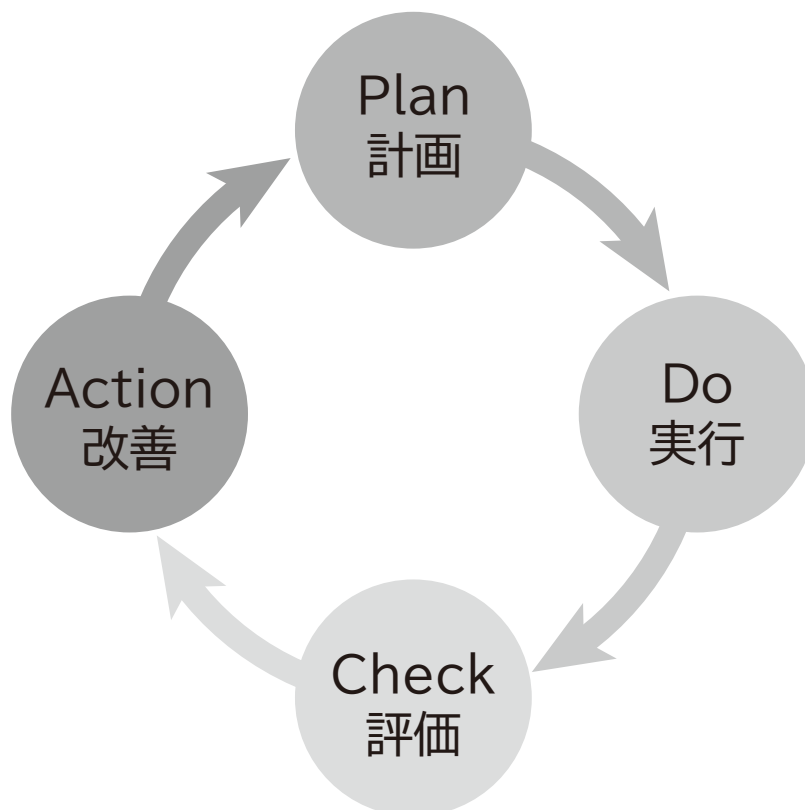
1 生きる支援関連施策

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、町ホームページ等様々な媒体を活用し、本計画の周知を行います。

2 計画の評価・進捗管理

計画の評価・進捗管理については、検証可能な数値等を用いつつ、各取組を年1回評価し、次年度以降に向けて取組を改善していく、PDCAサイクルによる計画の管理を進めます。

なお、評価・進捗管理や計画の見直しについては、武豊町地域福祉推進協議会において実施し、自殺対策を総合的に推進していきます。



第5章 参考資料

1 武豊町地域福祉推進協議会

(1) 開催状況

	開催日	主な審議事項等
第1回	令和5年3月3日	第2次武豊町自殺対策計画の策定について
第2回	令和5年11月13日	第2次武豊町自殺対策計画案について
第3回	令和6年3月22日	第2次武豊町自殺対策計画の最終案について

(2) 武豊町地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	役職等	氏名
保健医療関係者	知多郡医師会 武豊町医師団代表	芳金 弘昭 (久米 充芳)
	半田歯科医師会武豊支部代表	森 一高 (長島 渉)
	武豊町薬剤師会代表	榊原 彰宏
知識経験を有する者	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則
地域の代表者	長尾部部長	北島 実 (天木 一馬)
	大足区区長	大寄 美尚 (辻田 健治)
	富貴地区区長会会長	植田 泰弘 (宮地 廣二)
	武豊町勤労者代表	磯部 亮
	武豊町商工会会長	橋詰 弥久雄
	あいち知多農業協同組合武豊事業部長	内田 泰裕 (兼井 健支)
	生活支援ワーキンググループ代表	大石 靖彦
	公募	粕山 裕子
	公募	富岡 健二
福祉関係者	武豊町老人クラブ連合会代表	山下 辰則 (橋崎 高雄)
	武豊町子ども会育成連絡協議会代表	中川 善文
	武豊町手をつなぐ育成会代表	倉知 楯城
	武豊町身体障害者福祉協議会代表	下鶴 正澄
	武豊町精神障がい者家族会かたばみ代表	森 充代
	介護サービス利用関係者	柳 洋子
	介護サービス事業者	田中 琢也 (吉井 寛)
	武豊町民生委員児童委員協議会会長	粕山 勝己
	武豊町社会福祉協議会会長	中川 美知夫
	武豊町ボランティアセンター代表	井上 久枝
	武豊町防災ボランティアの会代表	加藤 節子
行政機関の関係者	知多福祉相談センター次長兼地域福祉課長	蟹江 毅弘 (山原 将人)

(3) 武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武豊町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づき、地域福祉計画の推進組織として定められた、武豊町地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。ただし、他の要綱等に策定方法及び評価・進捗管理方法の定めのある計画にあってはこの限りではない。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉計画を基本的指針とする分野別計画（以下「分野別計画」という）の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的な推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 地域の代表者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 協議会に以下の事項に関する委員会を置くことができる。

- (1) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理・推進に関する必要な調査審議を行うこと。
- (2) 分野別計画の策定に関し、必要な審議を行うこと。

2 委員会の委員及び委員長は会長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことが

できる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定 にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 1 日）

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

2 パブリックコメント

募集期間	令和5年12月12日～令和6年1月11日
募集結果	0件

3 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対

策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（抄）（平成二十七年法律第六六号）

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 （略）

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（抄）（平成二十八年法律第一一号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2次武豊町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない武豊町の実現を目指して～

令和6年3月発行

武豊町役場 健康福祉部 福祉課

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

TEL：0569-72-1111（代表） FAX：0569-72-1115

E-mail：syafuku@town.taketoyo.lg.jp

HP：https://www.town.taketoyo.lg.jp/

<SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組>

SDGs（エス・ディー・ジース）は、平成27年9月にニューヨークの国連本部で、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

自殺総合対策大綱においても、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとしています。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

武豊町自殺対策計画と特に関連するSDGsの目標は以下の通りです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





重層的支援体制整備事業
武豊町オリジナルロゴ